

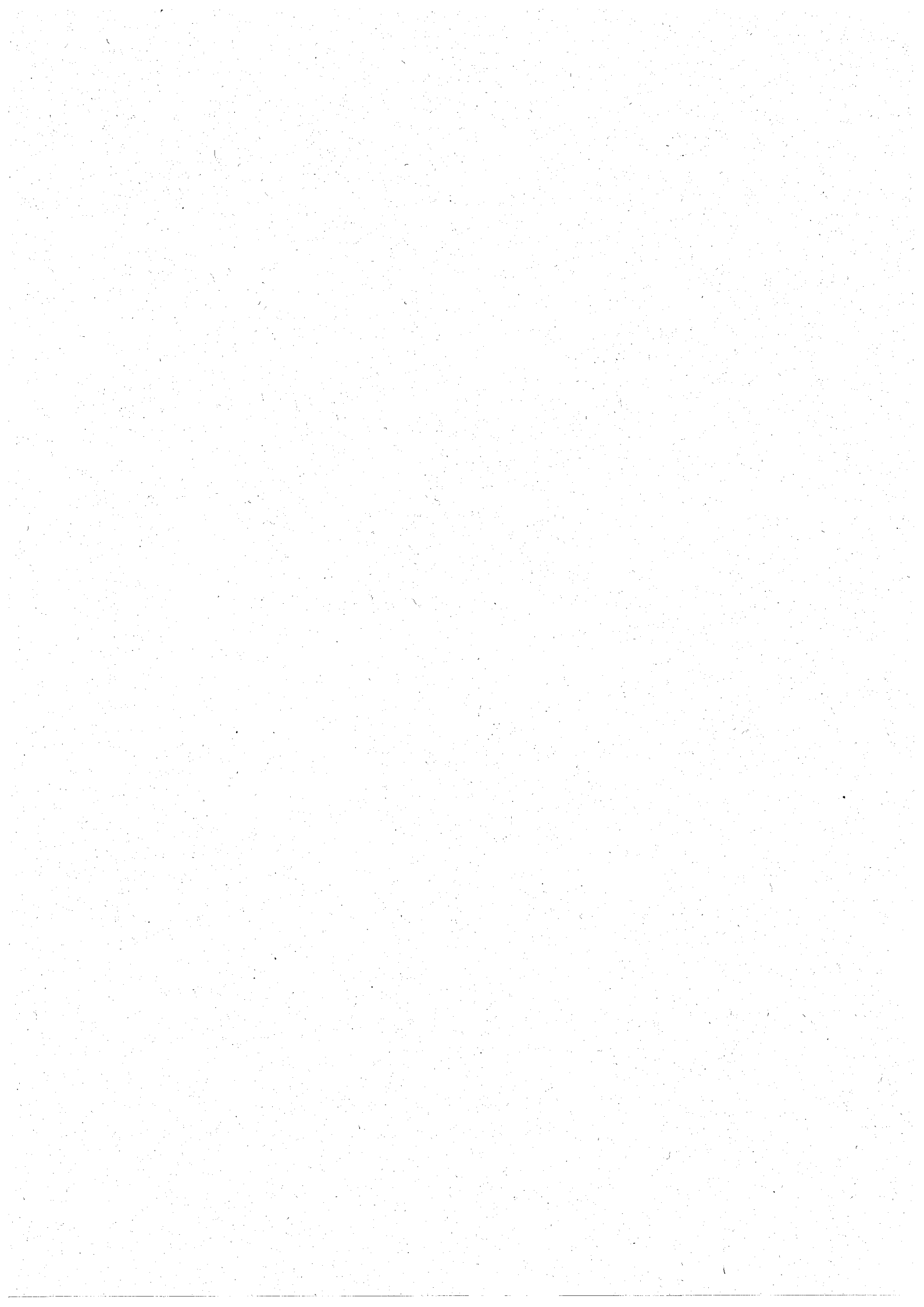
参考資料

令和 6 年度第 1 回船橋市社会教育委員会議

関係法令等

令和 6 年 5 月 2 日 (木)

午後 3 時 0 0 分 開会



○社会教育法 (抜粋)

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(平一一法一六〇・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(昭三四法一五八・全改、昭五八法七八・平二法七一・平一一法一六〇・平二〇法五九・一部改正)

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

○船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

昭和35年3月31日

条例第12号

船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

(平26条例17・改称)

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき社会教育委員（以下「委員」という。）を置くことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(平26条例17・一部改正)

(委員の職務)

第2条 委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(平27条例12・一部改正)

(委員の委嘱の基準等)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は10人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例17・一部改正)

(その他の事項)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間においては、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条第1項、別表第1及び別表第2、第2条の規定による改正後の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例

第2条第1項、第3条の規定による改正後の船橋市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正後の船橋市表彰条例第3条第1項第4号並びに第5条の規定による改正後の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2教育委員会の項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第1条、第2条、第6条第1項、別表第1及び別表第2、第2条の規定による改正前の船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第2条第1項、第3条の規定による改正前の船橋市職員定数条例第1条、第4条の規定による改正前の船橋市表彰条例第3条第1項第4号、第5条の規定による改正前の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第2教育委員会の項並びに第6条の規定による廃止前の船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前の条例第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」とする。

船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和35年船橋市条例第12号）第4条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議その他運営に関し、必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議の日時及び場所並びに付議する事項をあらかじめ委員に通知して会議を行う。

2 委員は、会議において必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(会議の定足数等)

第6条 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(オンライン出席)

第6条の2 委員長が必要があると認めるときは、委員長、副委員長、委員及び関係者は、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって会議に出席（以下「オンライン出席」という。）することができる。この場合において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長、副委員長、委員及び関係者が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めたときは、オンライン出席しているものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、オンライン出席に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が、会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

船橋市社会教育委員の会議オンライン出席取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱第6条の2の規定により委員長、副委員長、委員及び関係者（以下「委員長等」という。）が会議に出席する場合（以下「オンライン出席」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準等)

第2条 オンライン出席ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害その他の理由により交通機関が途絶している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3) 他の重要な用務との兼ね合いで、議場に移動するいとまがない場合
- (4) その他委員長が必要と認める場合

(通信環境の確保)

第3条 オンライン出席をする委員長等は、会議開始前に、映像及び音声の送受信等により相互の発言を認識でき、議論が的確に行える通信環境（以下「通信環境」という。）にあることを確認するものとする。

- 2 委員長等は、会議の途中で通信が途絶えた場合は、通信環境を確保するよう努めるものとする。
- 3 通信環境が確保できなくなったとき、当該委員長、副委員長及び委員は、その間の議事について、欠席したものとして取り扱う。

(情報の機密性の確保)

第4条 オンライン出席は、情報の機密性を確保できる場所又は委員長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

附 則

この基準は、令和4年11月1日から施行する。

○船橋市情報公開条例 (抜粋)

平成14年3月29日
条例第7号

(会議の公開)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(平17条例5・旧第33条繰上、平28条例2・旧第25条繰下)

○船橋市教育委員会会議規則 (抜粋)

平成10年3月27日
教育委員会規則第1号

(会議の公開等)

第12条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

- (1) 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項
 - (2) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
 - (4) 市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項
- 2 前項の規定による教育長又は委員の発議については、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 3 会議を非公開とするときは、教育長は、教育長が指定する職員以外の者を退場させるものとする。

(平13教委規則7・全改、平27教委規則3・旧第14条繰上・一部改正、平28教委規則1・一部改正)